

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県規則第四十八号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和六十三年六月奈良県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第五号様式中「年金事務所」を「日本年金機構」に、「市町村」を「市町村」に改める。

第五号様式の二中「市町村」を「市町村」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。